

市単独土地改良事業

○事業内容

国・県補助事業で採択されない小規模な土地改良事業を実施する事業主体への事業費の補助です。

○事業主体

土地改良区、農業協同組合、生産組合、営農組合、施設管理団体、自治会、その他市長が認めた団体(複数人協同施工等)です。

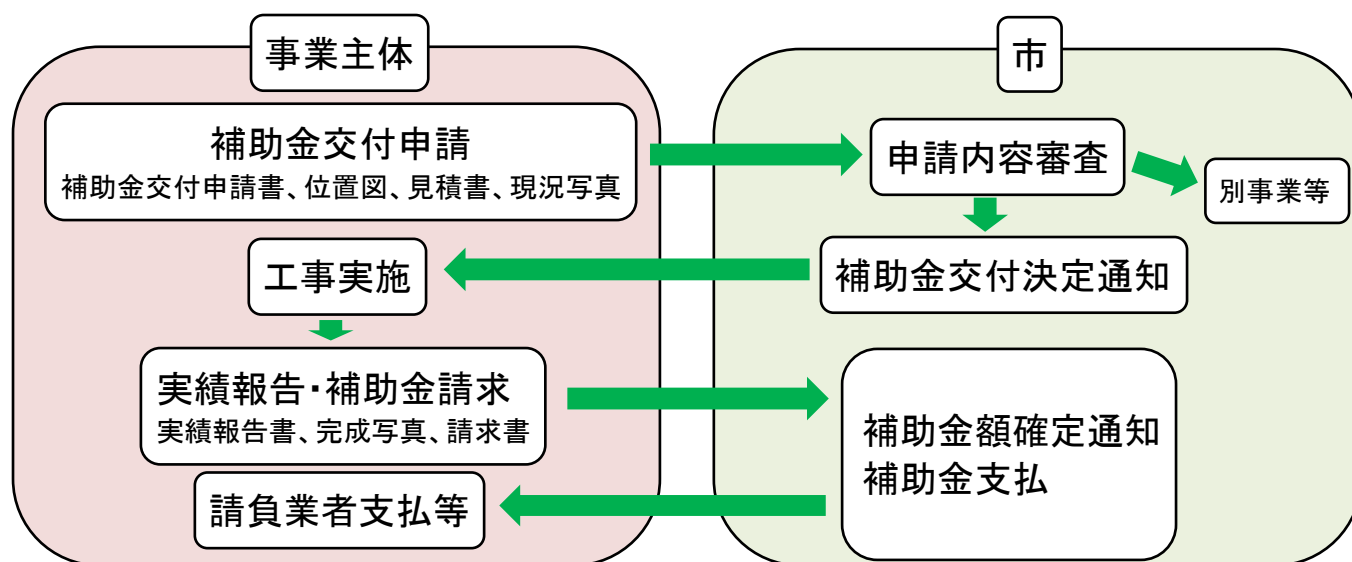
○対象事業と補助率

事業種類		内容	補助率
農業用排水施設整備事業	一般型	用排水路、ため池、頭首工、用排水機場	40%以内
	通水型	パイプラインなどの新設、改良、補修等	75%以内
農地整備事業		畦畔除去、暗渠排水、不陸均平、災害復旧事業に該当しない農地被災箇所の復旧等	20%以内
農道整備事業	新設、改良	農道の新設、改良、補修等	40%以内
	舗装	農道の舗装、補修等	50%以内
小規模災害復旧事業 鳥獣災害復旧事業		「農地・農業用施設災害復旧事業」をご覧ください。	

※ 農業用排水施設整備事業

- ・一般型 農業振興地域等における農業用利水目的に使用されるもの
- ・通水型 市街地等における生活排水など多目的に使用されるもの(国・県補助対象を除く)

○申請から完了までの流れ



○その他

- ・工事の実施は、業者発注・直営施工のどちらも対象となります。
- ・事業費が概ね100万円以下の申請を対象とします。
- ・事業費が10万円未満の申請は対象外です。
- ・事業費は消費税を含みます。
- ・補助金の上限額は40万円です。
- ・補助金は千円未満切捨てです。

※詳しくは、農林課におたずね下さい。